外国人に係る個人住民税、国民健康保険税の納税について

●外国人を雇用する事業主の方へ

個人住民税・国民健康保険税は下記に該当する方に対し課税されます。前年中の所得額などにより税額が算出され、外国人の方も納税する義務があります

≪個人住民税≫

1月1日現在、幌延町に住所を有し、前年中の所得額が一定以上ある方に課税されます。また、年の途中で出国される場合にも納税義務がなくなることはありません。

≪国民健康保険税≫

国民健康保険に加入した月から課税され、翌月に納付書が届きます。

また、出国する際には、その前月(末日の場合は当該月)までの税額を納めていただく必要があります。

●出国前の手続きについて

出国後は、不足分の納税や納めすぎていた場合の還付手続きなどが困難となります。

出国する予定の方はあらかじめ手続をお願いいたします。

≪個人住民税≫

- ① 出国する方が普通徴収(納付書払い、口座振替)の場合
 - →出国する前に全額納付してください。
- ② 出国する方が特別徴収(給料天引き)の場合

出国時期	手 続 き	7
1月~5月	この期間の未徴収額は、最後の給与から一括徴収してください。 1月1日現在「幌延町」に住所を	1
	有している方は、出国しても新年度の個人住民税が課税されますので、納税管理人の届出を行ってく	
	ださい。	
6月~12月	本人から申出がある場合は、最後の給与から一括徴収することができます。 一括徴収しない場合	7
	は、納税管理人の届出を行っていただき、出国前に預かった未徴収の個人住民税を後日送付される納	
	付書にて納付してください。	

≪国民健康保険税≫

出国時期	手 続 き
4月~5月	当該年度の納税通知書一斉発送前の出国となり、納税することが困難となるため、納税管理人の届
	出を行ってください。
	転出手続の際に税額を再計算しますので、6月上旬に通知する納税通知書にで納付してください。
6月~	転出手続の際に出国日の前月(末日の場合は当該月)までの税額を算出しますので、納付してくださ
翌年3月	U)°

固定資産税の家屋に係る手続きなどについて

1. 固定資産税の家屋に係る手続きについて

①家屋を取り壊した場合

「家屋滅失届」を担当課に提出してください。(後日、担当職員が現地確認を行います。)

②家屋の名義を変更した場合

「家屋名義変更届」を担当課に提出してください。

③新築・増築した場合

新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、担当職員が伺いますので、 完成後お早目にご連絡ください。

※ ①、②が登記家屋の場合、滅失登記、所有権移転登記をすることで、家屋滅失届、家屋名義変更届の 提出が不要となります。

2. 固定資産の現況確認の実施について

地方税法の規定により、毎年10月から12月にかけて現況確認を行っております。

3. その他

- ・固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されますので、1月2日以降に取り壊した家屋については、その1年間は課税されることになります。一方で、1月2日以降に新築された場合には、その1年間は課税されません。
- ・住宅を取り壊した場合は、住宅用地の特例が適用されなくなるため、土地に係る固定資産税が高くなる 場合があります。

不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先:住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812